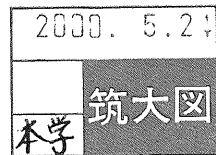


筑波社会科研究

第13号

篠原昭雄教授退官記念号



【研究論文】

- 中等社会科統合化の功罪 篠原 昭雄(1)
 「米日地理教材開発プロジェクト」における教材開発の事例
 — 観光単元学習 — 天野 真哉(11)
 グローバル教育の学習方法に関する研究
 — オーストラリアの地理教育を中心として — 松尾 通成(21)
 世界史教育における異文化理解に関する一考察
 — 「十字軍」を教材として — 府川 高大(35)
 イギリスにおける Peace Education の理念と実践に関する研究
 — マンチェスター市教育委員会のガイドライン(1988)を事例として —
 中村 敬子(47)

【研究ノート】

- 「中国帰国生」と社会科教育 坂口 克彦(59)

【研究会報告】

- 第12回研究大会報告 (67)
 6月例会
 11月例会

【図書紹介】

- 谷川彰英著『問題解決学習の理論と方法』 宮崎 正勝(75)

【篠原昭雄教授の御退官にあたって】

- 伝統の継承を誓って 谷川 彰英(76)
 篠原昭雄教授 略歴・主要業績一覧 (78)

【学会彙報】

- 1993年度学会活動報告 (85)
 教育研究科1992年度修了生 修士論文一覧 (86)

筑波大学社会科教育学会

1994

筑波大学社会科学教育学会会則

- 第 1 条 (名 称) 本会は筑波大学社会科学教育学会と称する。
- 第 2 条 (目 的) 本会は社会科学教育に関する研究を行い、あわせて会員相互の連絡をはかることを目的とする。
- 第 3 条 (活 動) 本会は前条の目的を達成するために、次に活動を行う。
1. 研究会の開催
 2. 機関誌の発行
 3. 資料の収集・交換
 4. その他必要と認められるもの
- 第 4 条 (会 員) 本会の会員は、筑波大学の出身者および本会の趣旨に賛同する者で、所定の会費を納入した者とする。
2. 本会に賛助会員をおくことができる。賛助会員は、会の趣旨に賛同し、賛助会費を収める者とする。
- 第 5 条 (本 部) 本会の本部は、筑波大学教育学系社会科学教育研究室におく。
- 第 6 条 (役 員) 本会は次の役員をおく。
- 会 長 1名 副会長 1名 評議員 若干名
幹 事 若干名 会計監査 2名
2. 評議員および会計監査は総会において選出する。
 3. 会長および副会長は評議員会で選出する。
 4. 幹事は総会の承認を得て、会長が委嘱する。
 5. 役員の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。
- 第 7 条 (役員の仕事) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 3. 評議員は評議員会を構成し、重要な会務を運営する。
 4. 幹事は幹事会を構成し、会長をたすけて会務を運営する。
 5. 会計監査は、本会の会計を監査する。
- 第 8 条 (顧 問) 本会には顧問をおくことができる。顧問は総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 第 9 条 (会 議) 本会の会議は、総会、評議員会および幹事会とする。
2. 総会は毎年1回会長が招集し、会員の過半数の出席によって成立する。ただし、会員は委任状をもって議決権を他の会員に委任することができる。
 3. 必要ある場合、会長は臨時総会を招集することができる。
 4. 総会の議決決定は、出席会員の過半数をもって行う。
 5. 評議員会は、会長、副会長、評議員をもって構成し、会長の招集によって重要な会務を審議する。
 6. 幹事会は会長が招集する。
- 第 10 条 (会 計) 本会の経費は、会費、寄付金、その他をもってこれに充てる。
2. 本会の会費は総会で定める。
 3. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
- 第 11 条 (会則の改正) 会則の改正は、総会の議を経なければならない。
- 付 則 この会則は昭和57年2月11日から施行する。

筑波大学社会科学教育学会会則

- 第 1 条 (名 称) 本会は筑波大学社会科学教育学会と称する。
- 第 2 条 (目 的) 本会は社会科学教育に関する研究を行い、あわせて会員相互の連絡をはかることを目的とする。
- 第 3 条 (活 動) 本会は前条の目的を達成するために、次に活動を行う。
1. 研究会の開催
 2. 機関誌の発行
 3. 資料の収集・交換
 4. その他必要と認められるもの
- 第 4 条 (会 員) 本会の会員は、筑波大学の出身者および本会の趣旨に賛同する者で、所定の会費を納入した者とする。
2. 本会に賛助会員をおくことができる。賛助会員は、会の趣旨に賛同し、賛助会費を収める者とする。
- 第 5 条 (本 部) 本会の本部は、筑波大学教育学系社会科学教育研究室におく。
- 第 6 条 (役 員) 本会は次の役員をおく。
- 会 長 1 名 副会長 1 名 評議員 若干名
幹 事 若干名 会計監査 2 名
2. 評議員および会計監査は総会において選出する。
 3. 会長および副会長は評議員会で選出する。
 4. 幹事は総会の承認を得て、会長が委嘱する。
 5. 役員の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。
- 第 7 条 (役員の仕事) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 3. 評議員は評議員会を構成し、重要な会務を運営する。
 4. 幹事は幹事会を構成し、会長をたすけて会務を運営する。
 5. 会計監査は、本会の会計を監査する。
- 第 8 条 (顧 問) 本会には顧問をおくことができる。顧問は総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 第 9 条 (会 議) 本会の会議は、総会、評議員会および幹事会とする。
2. 総会は毎年1回会長が招集し、会員の過半数の出席によって成立する。ただし、会員は委任状をもって議決権を他の会員に委任することができる。
 3. 必要ある場合、会長は臨時総会を招集することができる。
 4. 総会の議決決定は、出席会員の過半数をもって行う。
 5. 評議員会は、会長、副会長、評議員をもって構成し、会長の招集によって重要な会務を審議する。
 6. 幹事会は会長が招集する。
- 第 10 条 (会 計) 本会の経費は、会費、寄付金、その他をもってこれに充てる。
2. 本会の会費は総会で定める。
 3. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
- 第 11 条 (会則の改正) 会則の改正は、総会の議を経なければならない。
- 付 則 この会則は昭和57年2月11日から施行する。

1993 (平成5) 年度役員

- 会 長 篠原昭雄 (筑波大学教育学系)
- 副会長 上笹 恒 (筑波大学哲学・思想学系)
- 評議員 朝倉隆太郎 (豊田短期大学)、飯島睦子 (東京・今川中)、石井透雄 (茨城・鉾田農業高)、石川裕之 (長野・飯田高)、大森 正 (東洋大学)、梶 哲夫 (早稲田大学)、金子 巧 (広島・舟入高)、後藤忠司 (兵庫・須磨反ヶ丘高)、斎藤宏夫 (栃木・上三川高)、高山次嘉 (新潟大学)、竹下裕隆 (愛知・豊田高)、田村和浩 (茨城・石下高)、長瀬 守 (豊田短期大学)、二谷貞夫 (上越教育大学)、平岡可奈之 (神奈川・桐蔭学園)、藤沢 健 (岩手・岩手高)、古山良平 (東京学芸大学附属高)、別府淳夫 (筑波大学哲学・思想学系)、松岡尚敏 (鹿児島女子短期大学)、三浦軍三 (東京学芸大学)、横山十四男 (東京家政学院大学)
- 会計監査 田中通彦 (筑波大学歴史・人類学系)、三野輪敦 (茨城・茗溪学園中・高)
- 幹 事 伊藤純郎 (筑波大学)、内田邦彦 (東京・穎明館中・高) 江口勇治 (筑波大学教育学系)、大森 正、梶 哲夫、上笹 恒、唐木清志 (筑波大学大学院) 川崎誠司 (筑波大学大学院)、木村勝彦 (上田女子短期大学)、木村 健一郎 (創価大学)、小森正明 (宮内庁)、谷川彰英、田村真広 (筑波大学大学院)、溜池善裕 (秋田大学)、塚原直人 (東京・秋川高)、永野広務 (神奈川・西浜高)、菱山謙二 (筑波大学社会科学系)、古山良平、別府淳夫、保坂秀夫 (筑波大学大学院)、真柴晶彦 (東京・南高)、松本敏 (宇都宮大学)、松本 康 (埼玉純真女子短期大学)、谷田部玲生 (お茶の水女子大学附属高)、山本栄一 (神奈川・厚木商業高)

『筑波社会科研究』編集委員

江口勇治、唐木清志、川崎誠司、木村勝彦、木村健一郎、谷川彰英、田村真広、溜池善裕、保坂秀夫、松本 敏、松本 康、森茂岳雄 (東京学芸大学)

〈編集規定〉

- (1) 本誌は筑波大学社会科教育学会の機関誌であり、年一回発行する。
- (2) 本誌は本学会会員の研究論文、研究ノート、書評、研究会報告、学会彙報、その他会員の研究活動に関する記事を掲載する。
- (3) 本誌に論文その他を掲載しようとする会員は、所定の執筆要領に従い「編集委員会」宛に送付する。
- (4) 原稿の掲載は編集委員会の審議を経て決定する。
- (5) 掲載予定の原稿について、編集委員会は執筆者との協議を通じ、内容に変更を求めることがある。
- (6) 本誌に掲載された論文その他は原則として返還しない。
- (7) 執筆者による校正は第一校までとし、再校以降は原則として編集委員会の責任において行う。

〈執筆要領〉

- (1) 論文原稿は未発表のものに限る。(ただし、口頭発表、プリントの場合はこの限りではない。)
- (2) 編集委員会が特に枚数を指定する以外の原稿は、図・表などを含めて、原則として研究論文が400字詰原稿用紙40枚以内、研究ノートが30枚以内、実践報告が20枚以内、書評が5枚以内とする。
- (3) 原稿は、400字詰横書きとする。ワープロ原稿の場合、43字×37行横書き、規定字数内におさまるものとする。
- (4) 原稿には、必ず英文タイトルを添付する。
- (5) 原稿には、氏名（フリガナ）、所属（職名その他を含む）、連絡先を付記し、筑波大学社会科教育学会「筑波社会科研究」編集委員会宛に送付するものとする。
- (6) 図版等で特定の費用を要する場合、執筆者に負担させることがある。
- (7) 原稿〆切は毎年9月30日、発行は翌年2月11日とする。

筑波社会科研究 第13号

1994年2月11日 印刷・発行
編 集 「筑波社会科研究」編集委員会
代表者 谷川彰英
発 行 筑波大学社会科教育学会
会 長 篠原昭雄
事務局 茨城県つくば天王台1-1-1 (〒305)
筑波大学教育学系 社会科教育学研究室
TEL 0298-53-6729~31
振替 宇都宮5-7442
印 刷 (有) 甲 文 堂
東京都文京区大塚1-4-7 (〒112)
TEL 03-3947-0844/FAX 03-3947-0858

TSUKUBA ANNALS
FOR
SOCIAL STUDIES EDUCATION
No.13 1994

CONTENTS

Articles

- Issues on Integrating Social Studies at Secondary School
..... Akio SHINOHARA...(1)
- A Lesson Plan of Tourism Activity based on United States/Japan Geography
Curriculum Materials Exchange Shin'ya AMANO...(11)
- Learning Method in Global Education Michinari MATSUO...(21)
- On the Intercultural Aspects of the World History Education: A Case Study of
CRUSADE Takahiro FUKAWA...(35)
- Concepts and Practices of Peace Education in the United Kingdom:
The Guidelines in Manchester City (1988) Keiko NAKAMURA...(47)

Research Notes

- Chinese Returnee Student and Social Studies Education
..... Katsuhiko SAKAGUCHI...(59)

Research Conferences

- (67)

Book Review

- (75)

Recollecting of Our Retiring Colleague

- Our Messages to the Outgoing President Akihide TANIKAWA...(76)
- Academic Career and Achievements of Prof. Akio SHINOHARA...(78)

Academic News

- Academic Activities of the Association for the Social Studies Education in 1993 ... (85)
- Titles of Master Theses Submitted by Graduate Students of the Social Studies Course,
Master's Program of Education in 1992 (86)